

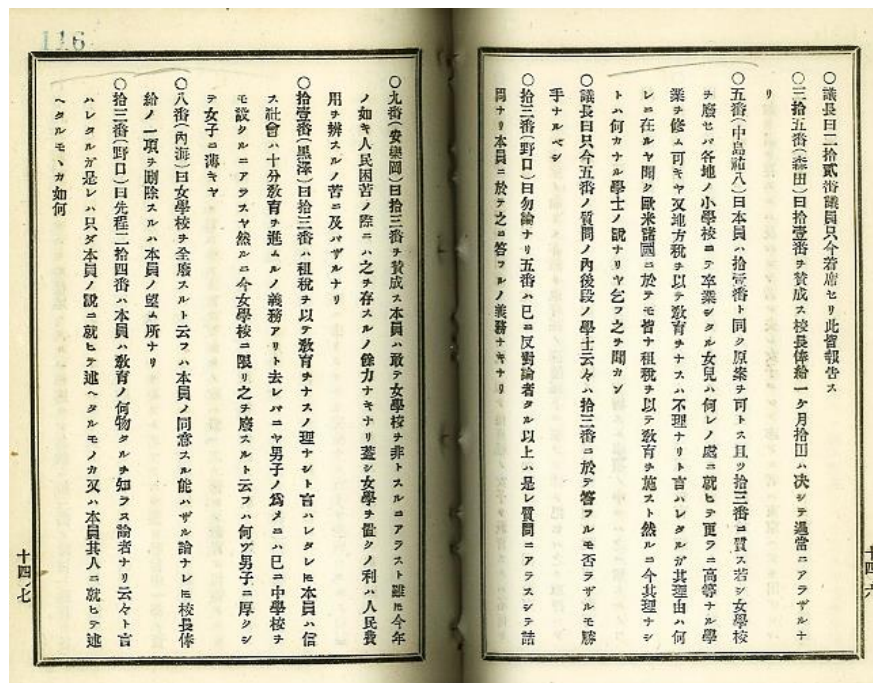
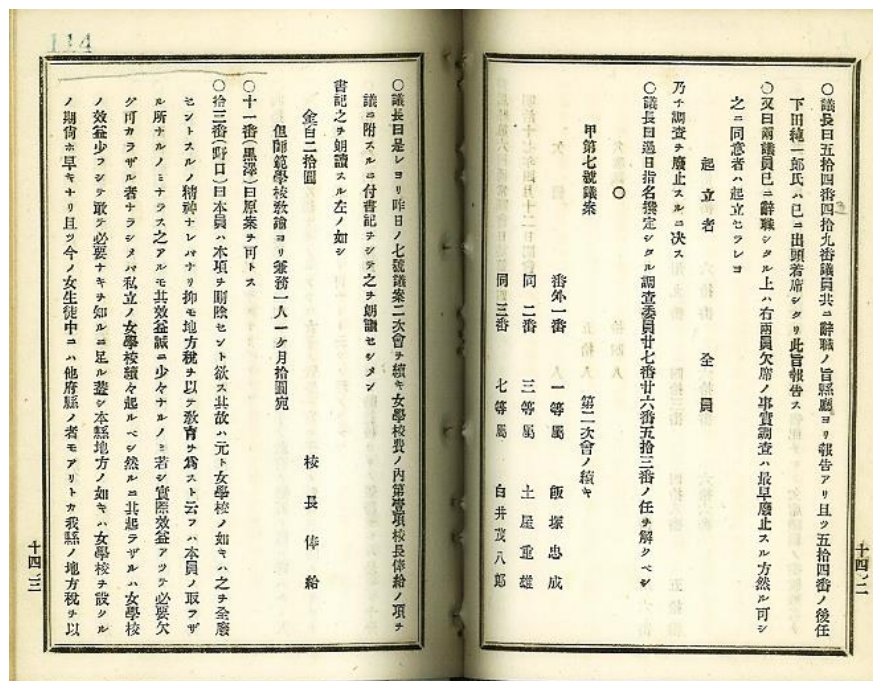
史料 16 の女学校廃止論と存続論の内容は次のとおりです。

○女学校廃止論

- ・私立の女学校が続々と設立されている状況ではないので、まだ必要とされていないのではないかと。女学校設立は時期尚早である。民力困弊の状況で、他府県の女子を地方税で教育する余裕はあるのか。
- ・僅か 30〜40 名ほどの女子を本県で教育して何の進歩があるのか。人民が納税に苦しむ時になぜ女学校があるのか、志ある女子は東京で自由に学べばよい。
- ・今年のように人民困苦の時は女学校存続の余力はない。女学校を置く利は人民費用を弁する苦に及ばない。
- ・警察と教育は全く別のもの。

○存続論

- ・時期尚早というなら何時がその時期なのか。
- ・県下に続々私立の女学校が起こることになれば、なぜ県立の女学校を必要とするのか。今日必要とするのは、未だ私立の女学校が起こる状況に至っていないからではないか。
- ・他府県へ去ったとしても完全な女子を養成した利益は間接的に群馬県にも及ぶものである。
- ・警察の場合も他府県の悪漢が県下で犯罪を犯せば対応しなければならない。他府県の女子を群馬県の地方税で教育することは何の不可があるのか。
- ・小学校を卒業した女兒はどこで更に高等の学業を修めるのか。また、地方税で教育をなすのは道理にあわないと言われたが、その理由は何か。欧米諸国でも皆租税で教育を施すという。
- ・社会は十分教育をなす義務がある。男子のためには既に中学校を設けているのに、女学校を廃するという。どうして男子には厚く女子には薄いのか。
- ・女子教育の進否は国の文明と野蛮を分ける指標である。本県女学校は全県下女子教育の模範となすべきものなので、文明の今日において無用視できるのか。
- ・女学校を廃止すればその損害は如何ほどになるか。わずか 3,000 円余の費用を出すことで人民が苦しむことはないだろう。女学校を置く利益は納税に苦しむ人民の困苦をはるかに上回る。



16 女学校の存廃について県議会の議論

明治17年(1884)

群馬県通常県会(明治17年4月12日)で、県立女学校校長の俸給減について審議された際に、女学校の存廃についても議論がされました。

当時は大蔵卿松方正義のデフレーション誘導政策による全国的な不況と凶作で、農民の生活苦は深刻化していました。直後の5月には群馬事件、11月には秩父事件が起きています。

この議論では廃止論少数で存続となりました。

群馬県行政文書「群馬県通常県会議事録・群馬県臨時県会議事録」

(A0308A00 131)